ハ　国際環境との調和の確保への配慮
外国企業の生産した製品、開発した技術について、優れたものを積極的に採り入れ、国際経済の発展に貢献するよう配慮すること。
ニ　地域の振興又は整備に関する計画との調和
高度通信施設整備事業の実施に当たっては、地方公共団体が行う地域の情報化に係る取組等各種の地域の振興又は整備に関する計画との調和を図ること。
ホ　その他
道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）上の道路となることが予定されているものを含む。以下「道路」という。）に当該事業に係る施設の敷設を計画する場合においては、道路管理者と協議することにより、道路占用の可能性について十分配慮すること。
二　信頼性向上施設整備事業の実施に際し配慮すべき重要事項
イ　電気通信事業者間及び有線電気通信設備間の相互接続への配慮
電気通信事業者間の電気通信システムの相互接続の進展に鑑み、信頼性の向上に関する必要な情報の交換が促進されるよう努めること。また、有線電気通信設備間の相互接続性の確保に努めること。
ロ　国際標準への配慮
国際的な標準方式、国際電気通信連合等の国際機関における検討状況に配慮すること。
ハ　国際環境との調和の確保への配慮
外国企業の生産した製品、開発した技術等について、優れたものを積極的に採り入れ、国際経済の発展に貢献するよう配慮すること。
ニ　地域の振興又は整備に関する計画との調和
信頼性向上施設整備事業の実施に当たっては、地域における防災等のための取組等各種の地域の振興又は整備に関する計画との調和を図ること。
ホ　その他
道路に当該事業に係る施設の敷設を計画する場合においては、道路管理者と協議することにより、道路占用の可能性について十分配慮すること。
三　高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施に際し配慮すべき重要事項
イ　国内標準への配慮
有線電気通信設備間の相互接続性の確保に努めること。
ロ　国際標準への配慮
国際的な標準方式、国際電気通信連合等の国際機関における検討状況等に配慮すること。
ハ　国際環境との調和の確保への配慮
外国企業の生産した製品、開発した技術等について、優れたものを積極的に採り入れ、国際経済の発展に貢献するよう配慮すること。
ニ　地域の振興又は整備に関する計画との調和
高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施に当たっては、地方公共団体が行う地域の情報化に係る取組等各種の地域の振興又は整備に関する計画との調和を図ること。
ホ　その他
道路に当該事業に係る施設の敷設を計画する場合においては、道路管理者と協議することにより、道路占用の可能性について十分配慮すること。
5　その他
本法第四条に規定する実施計画の認定及び本法第五条に規定する実施計画の変更等に係る手続その他必要な事項については、総務大臣が別に定めるところによる。

○総務省告示第四百一号

平成二十三年総務省告示第四百号（施設整備事業を推進するための基本的な指針）第五項の規定に基づき、電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第四条に規定する実施計画の認定及び同法第五条に規定する実施計画の変更等に係る手続その他必要な事項を次のように定め、平成二十三年八月三十一日から適用する。

平成二十三年八月三十日

総務大臣　片山　善博

1　高度通信施設整備事業
一　実施計画の認定の申請
イ　電気通信基盤充実臨時措置法（以下「法」という。）第四条第一項に規定する実施計画（以下「実施計画」という。）の認定を受けようとする者は、様式第一号の申請書に、次に掲げる書類（(5)に掲げる書類については、法第二条第一項第四号に掲げる電気通信設備を整備する場合に限る。）を添えて提出するものとする。なお、複数の者が共同で高度通信施設整備事業を行うために一の実施計画の認定を受けようとする場合には、一の申請書に次に掲げる書類を添えてそれぞれの者が整備する施設毎に提出するものとする。
(1)　様式第二号の実施計画書
(2)　様式第三号の設備仕様書
(3)　様式第四号のネットワーク構成図
(4)　様式第五号の高度通信施設整備事業の実施スケジュール
(5)　教育又は医療に関する業務に使用されるものであることが確認できる書類（ロ(1)に掲げる施設を管理する者との契約書の写し又はこれに準ずる書類）
ロ　法第二条第一項第四号に掲げる電気通信設備及び同項第一号に掲げる電気通信設備（法第三条第一項の規定に基づく施設整備事業を推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）2一イ(1)に規定する加入者系光ファイバケーブル（以下「加入者系光ファイバケーブル」という。）、ファイアウォール装置、ルーター又はスイッチに限る。）の整備に係る実施計画については、法第四条第三項に規定する認定をするに当たり、当該実施計画により整備される当該電気通信設備が次に掲げる要件（加入者系光ファイバケーブルにあっては、(2)に掲げる要件に限る。）の全てを満たすものでなければならない。
(1)　当該電気通信設備が次に掲げるいずれかの施設に設置されるものであること。
(i)　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校
(ii)　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院
(iii)　電気通信基盤充実臨時措置法第二条第一項第四号に規定する施設を定める省令（平成二十三年総務省令第百二十四号。以下「施設省令」という。）各号に掲げる施設
(2)　当該電気通信設備が大量のデータや動画像等の情報を瞬時に送信又は伝送するサービスであって次に掲げるいずれかのサービスに用いられるものであること。
(i)　(1)(i)及び(iii)（施設省令第四号を除く。）に掲げる施設で行われる教育に関する業務の利便性を効果的に高めるサービスのうち、学校教育又は社会教育において隔地者に対して行われる視聴覚教育であって、共同授業又は学習支援を行うために提供されるもの
(ii)　(1)(ii)及び(iii)（施設省令第四号に限る。）に掲げる施設で行われる医療に関する業務の利便性を効果的に高めるサービスのうち、医療に係る動画像等の情報を隔地者に対して送信するものであって、診療支援、健康管理又は保健指導を行うために提供されるもの
(3)　当該電気通信設備が加入者系光ファイバケーブルを設置する計画と同一の計画に基づき設置されるものであること。
二　認定書の交付
総務大臣は、法第四条第三項に規定する認定をしたときは、その申請をした者に認定書を交付するものとする。